

# 2019 庄原市補助金ガイド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助制度があります。その中から主なものをご紹介します。

補助制度には採択要件があり、申請期限の早いものや予算が限られるものもあります。また、収支のバランスを保ち、健全な財政運営をしていくため、補助金額の見直しをしたものもあります。

詳しくは担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。

## 定住・就業・起業支援

### 転入定住者住宅取得および改修補助金

庄原市内で住まいを整備しようとする転入定住者（転入日前の1年間、本市に住民登録の実績がない方で、永住の意思をもって本市に転入した方および転入しようとする方）に対し、補助金を交付します。

#### ■対象事業および交付額

- 新築・新規購入  
上限100万円（費用の10%）
- 改修  
上限50万円（費用の20%）
- 加算  
子育て世帯は、同居する子どもの人数に応じて加算。

18歳未満一人の場合は5万円、二人以上の場合は10万円。

※新築・新規購入とは、自己の居住を目的に、台所、便所、浴室および居室を備える住宅（併用住宅の場合は、延床面積の

2分の1以上を居住のために使用するもの）を新築または購入するもの。

※改修とは、既存住宅の維持または向上のために行う増築、改築、模様替えまたは改造で、経費が50万円以上のものである。

※補助対象者が所有する物件以外は、2親等以内が所有する物件。

#### ■対象者

次の項目のすべてに該当する転入定住者です。

○転入した日から3年以内に交付申請を行うこと

○交付決定のあった日から起算して1年以内に補助対象事業を完了すること

○本市に永住し、自治振興区および自治会活動に参加することを誓約すること

○事業完了報告書を提出する日に転入していること

○市税の滞納がないこと

※補助金交付の対象となる住宅が共有の場合は、共有者のうち一人が補助対象者となります。

☎ 0824・73・1257

### 創業サ・ポート補助金

市内での創業を拡大し、市内経済の活性化を図るため、市内で創業または第二創業する中小企業者などに対し、補助金を交付します。

#### ■対象者

(1) または (2) のいずれかに該当するもの。

(1) 中小企業者で、市内に本店を有する法人または個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの

(2) 市内に住所を有する者で、特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの

#### ① 設置費補助事業

■対象経費  
店舗などの取得、新設または改装に係る費用。

#### ■交付額

対象経費の3分の1以内で上限100万円。ただし取得または新設の場合上限200万円。

#### ② 借上料補助事業

#### ■対象経費

店舗などの借上料（2年間を限度）

#### ■交付額

対象経費の2分の1以内で上限月額4万円。

#### ③ 市場調査費補助事業

#### ■対象経費

市場調査の外部委託に係る経費

#### ■交付額

対象経費の3分の1以内で上限50万円。

#### ■申請期限

①～③のいずれも7月31日

☎ 0824・73・1178

### まちづくり支援

#### まちづくり応援補助金

庄原市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、協働の担い手である市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付します。

#### ■対象団体

○市内に活動拠点があり、かつ市内で活

動を行い、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体

○市内に在住し、勤務し、または在学する者5人以上で構成される団体

○庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

#### ■対象経費

市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に係る費用。

#### ① 市民活動団体

市民活動団体のまちづくり活動を支援します。

#### ■交付額

補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額の5分の4以内で上限100万円。

#### ② 学生を中心とする構成する団体

学生主体による団体のまちづくり活動を支援します。

\* 団体の構成員のおおむね7割以上が学生の場合対象となります。

#### ■交付額

対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額で上限30万円。

#### ■申請期限

①～②のいずれも5月31日

☎ 0824・73・1209

### 農業・畜産業支援

#### がんばる農業支援事業補助金

農業所得の向上を実現するための機械施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

#### ■対象事業

① 他の補助事業の対象とならない農畜産

物生産に直接必要な機械施設の整備事業（中古農機具などは、業者の見積書を添付するものが対象）

②高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費および加工する機械・施設の整備事業

③家畜自給粗飼料生産に関わる農機具などの整備事業

■交付額

①一般型

対象事業費の4分の1以内で、補助金上限額22万5千円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。

②認定農業者型

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業費の4分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、対象事業費の5分の2以内。補助金上限額は40万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。

☎0824・73・1132

日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。

①多面的機能支払交付金

農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設などの保全、農村環境の向上および農業用施設の長寿命化を図る共同取り組み組織を支援します。

■交付額

対象農用地面積10アール当たり最大9200円（水田の場合）。

■借上料補助交付額

借上料の5分の2以内で、上限は月額3万4千円（2年以内）。

■改装費補助交付額

改装費の4分の1以内で、上限は42万5千円。

②まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベントの事業費を一部補助します。

■交付額

対象経費の5分の2以内で、上限は34万円。同年度内で、1団体につき1回限り。3回が限度。

■申請期限 6月28日

☎0824・73・1178

生活環境改善

建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う、外壁などの改修や扉などの設置工事に対して補助金を交付します。

■対象建築物

特別警戒区域に指定される以前からの区域に立地する住宅および居室を有する建築物。

■交付額

対象工事費の23%で上限は75万9千円。

☎0824・73・1151

老朽危険建築物除却促進事業補助金

近隣や道路通行者などに被害を与える

②中山間地域等直接支払交付金（第4期対策）

農業の生産条件が不利な中山間地域などで、農業生産活動の継続的な実施を図る集落を支援します。

■交付額

対象農用地面積10アール当たり最大2万1千円（水田の場合）。ただし、活動要件によっては8割の単価を適用。

③環境保全型農業直接支払交付金

環境保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことを目的に、化学肥料・化学合成農薬を地域慣行レベルから5割低減する取り組みとセットで、緑肥の作付け、堆肥の施用などを行う団体を支援します。

■交付額

取り組みを行う農用地面積10アール当たり最大8千円。

☎0824・73・1132

比婆牛ブランド化促進事業

比婆牛ブランド化を促進するため、繁殖母牛群の造成に取り組み農家や比婆牛素牛の肥育に取り組み農家などに助成金を交付します。

■対象事業

①あつま蔓導入・自家保留助成金

■交付額 1頭につき5万円

②あつま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金

■交付額 1受胎につき1万円

③比婆牛素牛導入助成金

■交付額 1頭につき10万円

おそれのある老朽化した危険な空き家の除却工事に対して補助金を交付します。

■補助対象

現在使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの。

■対象者

・対象建築物の所有者または相続人  
・対象建築物がある土地の所有者または相続人

■交付額

対象経費の3分の1で、上限は30万円。

☎0824・73・1151

飲料水供給施設整備費補助金

飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付します。

■対象者

庄原市水道事業計画給水区域内の給水可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

■交付額

対象経費（ボーリング・掘削にかかる経費）の2分の1以内で、上限は40万円（共同設置分を除く）。

☎0824・72・1398

生活道整備補助金

生活道の新設・改築・修繕工事に対して補助金を交付します。

■交付額

事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40パーセントを乗じた額。1カ所当たりの上限額は

☎0824・73・1227

家畜飼養施設増改築等支援事業

市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎の新築・増改築、既存施設の取得を行う場合に、対象経費の4分の1以内で補助します。取り組み内容で上限が異なります。

☎0824・73・1227

マツタケ山整備奨励金

市内のマツタケ山で、マツタケの生育環境の整備を行う個人または団体に、奨励金を交付します。

■対象作業

生産量増加に向けた、地表整備や小径木の伐採など。

■交付額

整備面積1アール当たり4800円（2年目以降1アール当たり1600円）

☎0824・73・1124

地域材活用

地域木材住宅建築普及奨励金

市内で地域木材を使用した住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

■対象住宅

○一戸建ての木造住宅  
○主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること

64万円。

☎0824・73・1150

生ごみ処理機器購入補助金

生ごみ処理機器を購入し、設置した方に補助金を交付します。

■交付額

購入費の2分の1以内で、上限は2万円。

☎0824・72・1398

地域ごみ集積所設置補助金

新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。

■交付額

整備にかかった費用の2分の1以内で、上限は4万円。

☎0824・72・1398

再生资源物回収報奨金

集団回収を行う団体に対して、要件を満たす場合には報奨金を支給します。

■対象者

自治会、学校PTA、子ども会などの地域の住民団体。

■支給額

引き渡した資源1kg当たり5円。

☎0824・72・1398

※現地調査による確認を実施します。

■交付額

地域材の使用量・奨励金の額  
2㎡以上5㎡未満 10万円  
5㎡以上10㎡未満 20万円  
10㎡以上20㎡未満 40万円  
20㎡以上 60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

☎0824・73・1124

店舗活用・地域活性化支援

最寄り買い店舗改装支援補助金

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗などの改装費を一部補助します。

■交付額

改装費の5分の2以内で上限42万5千円。

☎0824・73・1178

まちなか活性化補助金

にぎわいの場の創出につながる、空き店舗などの改装などに対し、支援を行います。対象地区は、各地域の中心となる地域。

①空き店舗等活用創業支援事業・店舗改装支援事業

小売業・一般飲食店などを新たに創業者の場合や老朽化した店舗を改装する場合、店舗の改装費と借上料の一部を補助します（借上料は新たに創業した場合に

木造住宅耐震改修促進事業補助金

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対して補助金を交付します。

■交付額

耐震診断は診断費用の3分の2以内で上限は4万円。耐震改修工事は工事費用の3分の1以内で上限は40万円。

☎0824・73・1151

住宅リフォーム支援事業補助金

自宅のリフォームに対して補助金を交付します。

■交付額

リフォーム経費の10分の1以内で、上限は10万円。ただし、過去にこの補助金を受けていない方のみ。

☎0824・73・1172

農林施設整備事業補助金

地元受益者が実施する農林業基盤（農林道など）の整備事業に対して補助金を交付します。

■交付額

事業に要する経費と、市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。

ただし、条件を満たす農林施設災害復旧工事については62・5%を乗じた額。

1カ所当たりの上限額は37万5千円。

☎0824・73・1150